

令和 6 年 6 月 11 日現在

機関番号：32612

研究種目：基盤研究(C)（一般）

研究期間：2019～2023

課題番号：19K00017

研究課題名（和文）環境倫理学と民衆に根差す思想の応答

研究課題名（英文）Communication between environmental ethics and thoughts originated by people

研究代表者

山本 剛史（Yamamoto, Takashi）

慶應義塾大学・教職課程センター（三田）・講師（非常勤）

研究者番号：20645733

交付決定額（研究期間全体）：（直接経費） 3,400,000円

研究成果の概要（和文）：日本は、福島原発事故発生に伴って放射性物質による健康や環境への実害とその可能性が問題となっている。哲学倫理学は総じて、この事態への満足な応答ができていなかった。そこで、本研究では被災当事者の証言の聴取に基づいて環境倫理学の枠組みを刷新する事を目指した。聴取から、主体的に原発事故被害に対処する被災当事者も多くいる事がわかった。対して、ICRPをはじめとする原子力関係機関の指針やこれに則る行政は被災当事者の主体性を侵害する方向性を有している事を文献研究により明らかにした。そして、被災当事者の主体性を尊重する環境倫理学を、G.アンデルスやH.ヨナスをはじめとする思想家の言説を参照しつつ構想した。

研究成果の学術的意義や社会的意義

本研究は、東日本大震災に伴う福島第一原子力発電所事故の被災当事者の複数の証言と、行政文書や国際機関刊行物、さらに裁判口頭弁論準備書面などの各種文書と、倫理学や社会学理論の3つを相互参照して執筆された『証言と考察 被災当事者の思想と環境倫理学 福島原発苛酷事故の経験から』に加え、K.S.フレチェット『環境正義』、R.サンドラー『環境徳倫理学』の翻訳を主業績とし、アカデミズムの内外にまたがって研究する学である環境倫理学の新しい展望、すなわち被災当事者の証言を重視しかつその主体性を、当事者の置かれている構造に関する考察に基づいて見出す展望を開いたと考えられる。

研究成果の概要（英文）：Japan faces a situation where the health and environmental impacts and their potential from radioactive materials have been called into question due to the Fukushima nuclear accident. Philosophy and ethics in general have not been able to provide a satisfactory response to this situation. Hence, this research aimed to renew the framework of environmental ethics based on listening to testimonies from those affected by the disaster. From the interviews, it became clear that many of those affected are actively dealing with the damages from the nuclear accident on their own. On the other hand, through literature research, it was revealed that the guidelines of nuclear-related organizations such as the ICRP and the administrative policies based on them have a tendency to violate the autonomy of those affected. An environmental ethics that respects the autonomy of those affected was then conceived, referring to the ideas of thinkers such as G. Anders and H. Jonas.

研究分野：倫理学

キーワード：福島第一原発事故 被災当事者の思想 リスク 予防原則 責任の倫理 ICRP刊行物 環境正義 環境徳倫理学

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

福島第一原子力発電所事故に対して、環境倫理学は応答すべき大きな責務を負っていると考えられる。しかし、これまで環境倫理学が真に有効な応答をなし得ているとは言い難かった。それどころか、被災当事者の感情を落ち着かせることを科学的な認識に優先させるリスクコミュニケーションの最悪の事例である、山下俊一氏のいわゆる「ニコニコ発言」(原発事故により放出された放射性物質からの低線量被ばくの影響は、ニコニコしている人にはあられなく、クヨクヨしている人にあらわれる、という2011年3月21日福島テルサにおける講演会での発言)を、2013年度日本生命倫理学会大会において、環境倫理学の第一人者である加藤尚武氏が擁護する始末であった。しかも、その加藤氏の擁護が宗教学者である島蘭進氏以外から批判されてこなかったという事実は、原発事故に対する哲学、倫理学界の関心が不十分であったことを端的に表していた。

ところで、環境諸学の中でも例えば環境社会学は公害研究の蓄積の延長線上において、原発事故がもたらした多方面に及ぶ被害の研究を行ってきた。公害研究は被害当事者からの学びと、加害者と被害者との間の構造に関する研究に基づく。一方で環境倫理学を含む哲学、倫理学はアカデミズムの外部にいる福島原発事故被災当事者をはじめとする市井の人々の痛みやその人々が抱く思想に、何と云い訳しようともさほど注目してこなかったと考えられる。加藤発言への反応の乏しさの原因を掘り下げるならば、そのように結論付けることが適当であろう。

2. 研究の目的

歴史を振り返ると、環境保護や公害の告発は当事者の人生と人格全体を賭したものとなることがほとんどである。その体験そのものや、体験からつかみ出された知恵こそが貴重なのだが、これまでそのような知恵が当事者以外に広く共有されるどころまでは辿り着けなかったと考えられる。それは何より、放射線量に関する福島県差別に対して、異を唱える国民的議論が未だ湧きあがらないことが証拠である。こうした状況を踏まえて、なお環境倫理学の存在意義と独自性を求めるならば、環境保護や公害反対に携わる(携わった)人々、あるいはそれらの裾野を支えた民衆の思想や行動を分析して明確化し、広く共有可能な思想として提示することが適当と考えられる。こうした提示があつて初めて、例えば原発被災者への対応の抜本的変革を国民の支持のもと行うことができるのではないだろうか。

本研究は、以上のような問題意識に基づき、民衆の思想や行動を共有可能なものとして提示する環境倫理学理論の開拓と発展を目標とする。

3. 研究の方法

本研究は当初、福島原発事故被災者と、カネミ油症被害者支援運動関係者にインタビューして、戦後日本の産業社会構造がもたらした危害に巻き込まれた人々の思想から広く学ぶ予定であった。しかし、研究期間中にコロナウィルス禍が発生し、インタビューの実施が不可能になったので、その時点ですで行っていた福島原発事故被災者のインタビューのみを倫理学理論と相互参照して考察を行うことを余儀なくされた。また、インタビューの内容を解釈して考察を進めるにあたり、倫理学理論に加え、社会学理論、ジャーナリストの書いたルポルタージュ、内閣官房や原子力規制委員会等の出す行政文書、いわゆる国会事故調や政府事故調の報告書、東京電力が公開している諸文書、原発事故被災者が原告となる訴訟の口頭弁論準備書面など多岐にわたる資料をも参照し、結果的に学際的な研究となった。

さらに、研究分担者が主体となって行ったK.S.フレチェット『環境正義』やR.サンドラー『環境徳倫理学』の翻訳書も本研究課題の主要部分の理論的考察において大変参考になった。

4. 研究成果

本研究の主要な研究成果は、『証言と考察 被災当事者の思想と環境倫理学 福島原発苛酷事故の経験から』という一書にまとめられ、言叢社より2024年3月に刊行された。本書は、2019年8月の3件のインタビュー及び、2016年6月に収録された井戸川克隆前双葉町町長の自撮り動画の書き起こしから成る第一部と、第一部の内容に基づいて環境倫理学が克服すべき課題を考察し、今後の展望について論じた第二部から成る。また、口絵として2019年のインタビューの際にインタビューの一人、石丸小四郎氏から提供して頂いたパワーポイントも収録した。

その第一部では、まずフクシマ原発労働者相談センターの秋葉、石丸、鈴木の三氏から事故後の廃炉作業と除染作業に携わる人々の労働問題について説明を受けた。給与賃金面のトラブルをはじめ、過労や被ばくによる労災に東京電力や作業を請け負う事業者が十分に向き合っていないことや、今後そうした労働に携わる人材の不足が懸念されており、そしてそれは全ての原発立地地域に共通する問題であると指摘された。また、反原発運動の視点から、事故前の福島第一原発における苛酷な労働の実態や、事故後も廃炉が思うに任せず、実に様々なほころびが労働者を犠牲にする形で出てしまっている実情の指摘を受けた。

いわき放射能市民測定室たらちねの飯田、藤田の二氏からは、「たらちね」という非営利組織

の成立と事業展開について説明して頂いた後、NPOの活動を通して、生活者が向き合わざるを得ない低線量被ばくの問題、具体的には、内部被ばくに関連する食物、土壌、水の線量の測定における検出下限値をどう規定するかや、大家族で住んでいる場合の放射能についての考え方の食い違いがもたらす緊張、福島県民健康調査の受け止め等について、多角的にお話しして頂いた。

希望の牧場・よしざわ(旧希望の牧場・ふくしま)の代表吉澤正巳氏からは、原発立地自治体ではない浪江町の被災の深刻な状況と現状や、当時酪農家や畜産家が自分の飼育している動物たちを見捨てて避難せざるを得なかった(また、生き残った動物たちに殺処分が命じられ、泣く泣く殺処分せざるを得なかった)という事実について、怒りに満ちた説明を受けた。そのような苦境において、なおも脱原発を実現するには個々の人間の「実力」が求められ、その実力を獲得しようとする人間には「希望」が必要であって、その「希望」が何であるかを皆で腹を割って考えることが大切だ、という思想を吉澤氏は語った。

井戸川克隆氏は自撮り動画の中で、まず東京電力が原子炉の絶対安全を公務中に保証していたことが背任にあたると指摘し、また、除染や廃炉作業をはじめとする放射線管理区域に該当する場所での労働に対し、法により支給が義務付けられている特殊勤務手当を支給しない不道徳な雇用があることが仄めかされた。さらに、政府による放射性物質拡散予測が原発立地及び周辺自治体に全く周知されなかったことによって、多数の住民が被ばくしたにもかかわらず、100m Sv以上被ばくした国民はいないという公式見解がなされていることに憤慨する。そして、原子力災害対策特別措置法23条に事故発生から現在まで違反が続いているために、立地・周辺自治体が原発事故対応に関する行政の意思決定に参加できていないという指摘に至る。これらは全て、次の原発事故において踏襲されて、被災者の存在が軽んぜられるだろうという警鐘であり、立地自治体をはじめ全国民が将来を考えていくうえで知らなければならないことなのである。

第二部では、環境倫理学のパイオニアである加藤尚武による山下氏の「ニコニコ発言」擁護が、加藤環境倫理学に内在する要因から帰結することを明らかにした。加藤のそれに代わる新しい環境倫理学を構想するにあたり、第一部の諸証言を参照するなら、証言者をはじめとする素人市民は自己の主張に正当性を持たせ、主体性を確立するために、必要な科学技術に関する知識を習得して活動している。これは、環境保護・公害反対運動史を振り返るならば、原発事故被災者に特有のことでなく、むしろ過去から一貫している。また、被災者の苦しみは個々の経済的利益の損失というよりむしろ、自然とのつながりや人間関係の喪失や棄損に起因する。本研究では証言にあらわになっている被害実態を理解するに適した学問的な枠組みとしてU.ベックのリスク社会論を援用した。それにより、原発事故被災者と原発事故の影響を過小評価する傾向にある行政や電力会社との緊張の構造を、科学的合理性と社会的合理性との関係において捉えて評価することが可能となる。とりわけ、原発事故被災者は、被ばくを甘受させられることなく生きたいという主張そのものに社会的合理性がある。さらに知識を身に着けて科学的合理性を獲得しようとしているのである。一方で、原発事故の被害を矮小化しようとする行政等の社会的合理性は、ICRP(国際放射線防護委員会)が依拠するALARA原則(最適化原則)、つまり、経済的社会的に合理的と言える範囲で被ばくを最小限に抑制するという原則である。このような指針に基づいて行政権が執行されるとき、原発事故発生後の被災者の主体性は侵害される恐れが大きい。

東京電力と政府の、被災者との加害被害構造は崩れていない。それどころか被災者や科学の素人である市民の社会的合理性を行政側の社会的合理性と一致させるように馴致を目論む刊行物を、各国の放射線防護政策の指針を提供しているICRPが出している。この刊行物138(「放射線防護体系の倫理的基盤」)、さらにはいわゆる「ICRP2020年勧告」である刊行物146について、本研究では倫理的観点から分析した。ICRPは刊行物138において、それ以前の諸刊行物にあらわれている倫理的性質を、生命倫理の4原則やピーチャムとチルドレスによる『生命医学倫理』をたたき台にして、「無危害と善行・慎重さ・正義・尊厳」の4つの原則であるとまとめた。

ICRPは「無危害と善行」原則について論じる中で、ピーチャムとチルドレスが新約聖書の「善きサマリア人のたとえ」に見て取る倫理的理想を、低線量被ばくによる健康影響を防護する際に、被ばく以外の健康リスクと総合して考え、場合によっては被ばくを最小限まで低減する方策をとらない道に見出し、その「利害のトレードオフにおいて語りえない善行」に位置付けてALARA原則の正当化につなげてしまう。これは低線量被ばくを防護する方向とは逆の行為であり、理想的な善行の行為というより、精々状況の中でのやむを得ない妥協の行為であろう。

ICRPは、138以前に刊行してきた文書の中に見られる「慎重さ」という語を、古代以来の倫理学概念であるフロネーシスと同義であるとする。一方で、予防原則もまた、現代におけるフロネーシスであると位置づけるICRPは、低線量被ばくのリスクをゼロにしようとすることは予防原則=フロネーシスに照らして倫理的ではない、とするのである。しかし、西洋古代哲学の中でも例えばアリストテレスは自然を人間が変えることのできない超然的な存在とする。対して、現代の私たち人類は、自然をU.ベックの言う「第二の自然」へと科学技術の予期せぬ影響によって改変してしまった。前提となる自然観が異なる限り、予防原則を古代以来のフロネーシスと同一と見なし、さらに予防原則を自らに都合よく解釈することは不当である。

「正義」原則に至ると、ICRPは個々人の被ばく線量の低減というよりむしろ、任意のある集

団内における被ばく線量の格差を小さくしていくことを、リスクの配分的正義であると位置づけている。米国の環境保護や人権擁護の運動に即した考察を続けてきた K.S. フレチェットの『環境正義』もまた、配分的正義を goods(財)ではなく bads(害をもたらすもの)の公平な分配であるとみなしている。本研究は ICRP の「正義」原則に真に対抗しうるものとして、フレチェットの環境正義論ではなく、1991 年に全米有色人種環境運動指導者サミットで採択された「環境正義の原理」を挙げる。U.ベックは放射性物質と人工化学物質によって意図せずとも改変されてしまった私たちの生存環境全体を「第二の自然」と呼称する。「環境正義の原理」はこの「第二の自然」を甘受させられることの不当性を宣言している。

「尊厳」原則は、低線量被ばく環境下に生きる人々の自律性を尊重すべし、という原則である。しかし、その尊重する側の科学者や行政権力は、低線量被ばく環境下で生き続ける人が被ばくを自己管理することを自ら選び、被ばくを自己管理できるようになるように支援することがその尊厳を守ることだと主張している。自律性を尊重するというなら、低線量被ばく環境下で生きるか生きないかの選択こそが尊重されねばならないが、ICRP は「国や個人が被災地を容易に放棄する意思がないことを示している」とし、自己に責めない原発事故の被災者がそのまま当地で生き続けることを前提にした勧告を出している。また、低線量被ばくが想定される地域の被ばく線量管理は第一に国が責任をもって行うべきであり、個々人にアウトソーシングして専門家がこれを支援するという枠組みは責任の所在の転倒と考えられる。

ICRP は以上の 4 原則の倫理的妥当性の根拠を、W.D.ロスの「一応の義務」理論に求める。これに対し、そもそも ICRP が 4 原則の倫理的妥当性を先に前提し、その説明に資する理論としてロスの倫理学を持ち出しているにすぎないことを明らかにした。

日本だけでなく各国の放射線防護政策に指針を提供している ICRP によるこの恐るべき素人市民の主体性の抑圧の倫理的正当化に抗するために、核エネルギーの軍事利用の帰結に直面して、人類にとってまったく新しい倫理的境地に立たされたと思しき広島に原爆投下した米国空軍パイロット C.イーザリーと、ユダヤ人思想家 G.アンデルスの往復書簡に注目した。

戦後退役したイーザリーは原爆投下の罪の意識に苛まれるようになった。彼は自分の犯した罪に対して正当に罰を受けることを望んでいたのである。アンデルスはそうした倫理的境地の数少ない理解者であり、さらに、その倫理的境地がイーザリー個人に限定されず、潜在的に核エネルギーの利用が可能となった人類の誰しもが陥りうる境地であるとする。なぜなら、核エネルギーは、人間の従来通りの軍務や企業組織における業務、もしくは各自の務めにおいて生じるヒューマンエラーから、人間の想像力でとらえきれない法外な被害を発生させるからである。

イーザリーの経験と告白に関するアンデルスの解釈によれば、この法外な被害の発生を事前に予想できなかったこと、そして被害実態をとらえきれないことから、当事者は猛烈な恥ずかしさに囚われる。本研究では従来の恥じらいや恥辱感とは全く異なるこの新たな倫理的境地に、福島第一原発の東日本大震災当時の所長吉田昌郎が追い込まれたのではないかと考えた。吉田は所長になる前、東電本社にて原発事業の中核にあり、政府の地震調査研究推進本部、通称「推本」の長期評価において、既存の防潮堤では防ぐことのできない大津波が福島県沖で発生する可能性に言及されていたことを知りながら、上司の武藤栄とともにその長期評価の科学的正当性の乏しさを主張して防潮堤の造り直しを回避させたことが、今日では明らかになっている。

吉田は生前、政府事故調査委員会の聴き取り調査に応じて自らの論理を明快に語っている。そこで吉田は津波の危険性に科学的根拠があれば東京電力の事業として対策をしたと一貫して主張した。こうした吉田の論理は、危害の発生、もしくはその可能性に科学的根拠があるならば未然に対策を立てて防止する「未然防止」という考え方である。逆に言えば、根拠がなければ対策を立てずともよい、ということになる。ところが、上に述べた大津波対策の怠りは、推本をはじめとする政府機関に対する東電の周到な籠絡活動があって可能になったことである。実のところ、「未然防止」原則に則っているかさえも極めて怪しかったのである。

政府事故調の聴取に対して吉田は、自分が善かれとしてきた判断の原理が今後は通用しないかもしれないという迷いを吐露し、さらに前双葉町長井戸川克隆に対しても、謝罪の意を表したという。したがって、吉田は広島へ原爆を投下したチームの他のメンバーのように、全く罪の意識を感じなかったということはないと考えられる。本研究では、吉田昌郎が「未然防止」原則の核エネルギー実用化時代における限界を身をもって示したものと考えた。そこで、「未然防止」の対概念として語られることもある「予防原則」を、環境倫理学の根本原則として位置づけるために、予防原則に関する倫理的考察をジョナサン・アルドレッドの小論を手掛かりに行った。

そもそも予防原則とは、将来、深刻かつ不可逆的な危害が予測される場合、たとえその予測が科学的に不確実であったとしてもそれを対策をとらないことの理由にはならない、あるいは不確実であったとしても対策をせねばならないという原則である。アルドレッドは深刻かつ不可逆的な危害が予測される場合でも、予防原則的な対応が倫理的妥当性を持たないことがありうると指摘する。すなわち、どの選択肢を選んででも他の選択肢よりマシである、と言い切れない場合は、予防原則的な対応が実質不可能になるということである。であるならば、そうした隘

路に陥る前にむしろ積極的に予防原則的対応をする事が倫理的により重要となるのではないか。

本研究では予防原則的対応の倫理的な妥当根拠を「持続可能性」であると記したアルドレッドを引き継いで、ハンス・ヨナスのいわゆる「未来倫理」を検討した。ヨナスはその未来倫理の定言命法を、「汝の行為のもたらず因果的帰結が、地球上で真に人間であるといえる生命が永續することに差しさわりがないように行為せよ」と規定する。原発事故発生後の現状を鑑みれば、ヨナスが「未来」に生じ得ると考えた環境破壊やそれに伴う人間性の「歪み」、すなわち環境破壊に起因する害悪により自他を粗末にして生きざるを得なくなることや、その粗末さを粗末さとして自覚できなくなることが現実の問題となっている。そこで、本研究ではヨナスの未来倫理を現在、さらには原発事故によって既に生じた被害にかかわる過去に対しても拡張的に適用できるものとして読み替えることを試みた。

ヨナスは未来倫理において例えば契約関係に見て取れる権利と義務の相互性から全く独立している「根本義務」があると説く。この根本義務は、基本的人権のリストに新たに書き加えることのできない意味内容を含んでいる。ヨナスの考えによると、人間はそもそも生きること自体について回るある種の重荷から解放されることはない。根本義務とは、その重荷を背負う力を次の世代がさらにその次の世代に授けることができるようにすることを指す。この根本義務は、放射線被ばくや人工化学物質による苦しみを与えない、もしくはできる限り低減することを義務付ける。は基本的人権のリストをどれだけ拡張しても取り去ることはできない人間の生存の重荷を人類全体で背負いきれなくなる可能性、さらにはそれに気づかずに済ませてしまうような人間性の歪みの可能性に即して、根本義務が浮かび上がる。また、ヨナスは幸福主義の思想の中に、例えばリスクとベネフィットのバランスを最適解とする ICRP の放射線防護倫理のようなものも算入される可能性があることを見抜いていたと考えられる。振り返ってみると、アルドレッドのいう「持続可能性」とは、ヨナスの思想の観点からすると「持続義務」というべきものであろう。

だとしても、なぜ人類は存続せねばならないのか。本研究ではその根拠を、個々人の自意識を超えた生命全体の持続可能性に求めざるを得ないと考え、ヨナスの自然哲学に関する考察を行った。結論だけ記せば、有機体が個体として外部環境から独立して存在するのは、外部環境との間で絶え間なく物質交換を行って自らを維持しているからである。物質交換を止めたならば有機体は死ぬ。ゆえに、生きることとは絶えず死を克服し続ける主体的な活動である。ヨナスはこの事実、生命それ自体が生きるという傾向を有していることを認める。とはいえ、人間の主観性を物質交換の遂行にまで還元することはできない。人間の主観性は度重なる創発を経て偶然に獲得されたものだが、生きるという傾向、目的から逸脱せずに、未来倫理を担いうる資質となる。

放射線が有機体を成り立たせている原子間の結合エネルギーと比較にならない強いエネルギーでもってその結合を切断するという事実から人類の人類自身の手による滅亡の可能性が浮かび上がる。では、人間は実際のところどのようにして滅亡に抗する根本義務を担うのだろうか。ヨナスは、親が自ら生んだ子に対して果たす責任を起点に、根本義務を担いうる責任性を人間が持っていることを論証する。本研究ではヨナスのテキストに即して、その責任性において各自は自分の能力を開発して責任を自由に自発的に担いうるだけ引き受けて果たすことができることを示した。このことは、第1部の各証言の内容にも合致している。

本研究の結論としては、U.ベックのいう「第二の自然」において生きるにあたり、人間は科学的合理性と社会的合理性という2つの合理性の間での正当性要求の相互依存や衝突から逃れることができない。ICRP が ALARA 原則を倫理的に正当化しようとしているのは、自らの放射線防護体系の社会的合理性をより強固にするためである。これによって無用な被ばくを将来にわたって間接的にでも強要されないようにするためには、別の社会的合理性を倫理的に確保するよりほかはない。本研究では、これをハンス・ヨナスの未来倫理の定言命法(上述)に求めた。

しかしヨナスの思想からは、その未来倫理以外の道もまた開けていると考えられる。ヨナスの宗教史研究と自然哲学研究によると、人類史の当初人間はアニミズムにおいて生きていた。アニミズムにおいて万有は生命であり、個体の死は謎であった。ところが、やがて生命なき物質世界と内的生命の二元論へと移行し、近代に入ると今日の機械論的自然観が構築された。機械論的自然観においては万有は命なき物質であり、生命の存在が謎なのである。ヨナスは人類史における自然観の変遷を劣ったものから優れたものへ、あるいは偏った見方から中立的な見方への進歩とはみなさない。いずれの自然観においても説明しきれないものがある。ということは、私たちは今に至るも、生命を万有とする神話的、民間伝承的、もしくは体感的な自然観と、科学的な機械論的自然観との緊張において生きているのである。したがって、科学者が提示する自然観(もしくは科学的合理性)によって、素人市民の自然観が非合理的であると退けられてはならないということになる。本研究ではアカデミズムの側から、ヨナスの未来倫理に ALARA 原則への対抗原理を求めたが、例えば「母なる大地 Mother Earth」を生命の湧口とする「環境正義の原理」にもその資格はあるかもしれない。さらに、例えば福島原発事故被災者自身の地付きの自然観などにもその資格はあるかもしれないのである。アカデミズムの内外を往復しながら放射線被ばくの甘受を迫る原理のオルタナティブを考えることは、今後の環境倫理学の課題である。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計14件（うち査読付論文 2件 / うち国際共著 1件 / うちオープンアクセス 3件）

1. 著者名 熊坂元大	4. 巻 50
2. 論文標題 『普通』で『自然』な人間と動物の関係とは?	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 現代思想	6. 最初と最後の頁 152 160
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 熊坂元大	4. 巻 4
2. 論文標題 『先住民の伝統食』について (特集1ラウトレッジ・ハンドブックの紹介)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 環境倫理	6. 最初と最後の頁 26 31
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永明弘	4. 巻 807
2. 論文標題 都市における緑地の価値とその保全に向けて	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 国立公園	6. 最初と最後の頁 28 29
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永明弘	4. 巻 4
2. 論文標題 「ランドスケープの計画」について (特集1 / ラウトレッジ・ハンドブックの紹介)	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 環境倫理	6. 最初と最後の頁 97 103
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 Layna Droz, Hsun-Mei Chen, Hung-Tao Chu, Rika Fajrini, Jerry Imbong, Romaric Jannel, Orika Komatsubara, Concordia Marie, A. Lagasca-Hiloma, Chansatya Meas, Duy Hung Nguyen, Tshering Ongmu Sherpa, San Tun, Batkhuyag Undrakh.	4. 巻 9
2. 論文標題 Exploring the diversity of conceptualizations of nature in East and South-East Asia.	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 Humanities and Social Sciences Communications,	6. 最初と最後の頁 -
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 該当する

1. 著者名 吉永明弘	4. 巻 23
2. 論文標題 第22回「人間環境学セミナー「とにか考えてみよう(トニカン)」トークショー「チェルノブイリ、福島、ウクライナの現在：菅谷昭先生をお迎えして」報告	5. 発行年 2022年
3. 雑誌名 『人間環境論集』	6. 最初と最後の頁 87 107
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永明弘	4. 巻 797
2. 論文標題 国立公園における地熱発電の諸問題	5. 発行年 2021年
3. 雑誌名 国立公園	6. 最初と最後の頁 23 24
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永明弘	4. 巻 577
2. 論文標題 これからの自然保護を拓く読書 環境倫理	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 自然保護	6. 最初と最後の頁 6 6
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小松原織香	4. 巻 2020年夏
2. 論文標題 野生の声を聴く 環境犯罪における修復的正義の構想	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 早稲田文学	6. 最初と最後の頁 185 - 196
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山本 剛史	4. 巻 3
2. 論文標題 今道友信『エコエティカ』の意義と課題に関する小論-環境倫理学の視点から	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 環境倫理	6. 最初と最後の頁 22-33
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 吉永 明弘	4. 巻 9
2. 論文標題 人新世下のウィルダネスと『都市の環境倫理』	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 現代思想(特集:倫理学の視点23)青土社	6. 最初と最後の頁 22-28
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 吉永 明弘	4. 巻 3
2. 論文標題 今道友信の徳倫理学について-研究ノート	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 環境倫理	6. 最初と最後の頁 34-41
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 吉永 明弘	4. 巻 20
2. 論文標題 「アクティブ・ラーニング」としてのアメニティマップづくり	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 法政大学人間環境論集	6. 最初と最後の頁 39-49
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 小松原 織香	4. 巻 3
2. 論文標題 グリーン犯罪学の視点をういた 対話による紛争解決 の検討 非 - 人間(non-human)へのコミュニティ概念の拡張	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 環境倫理	6. 最初と最後の頁 42-63
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている (また、その予定である)	国際共著 -

〔学会発表〕 計15件 (うち招待講演 2件 / うち国際学会 5件)

1. 発表者名 熊坂元大
2. 発表標題 徳倫理学は環境問題の解決にどのように寄与しうるのか
3. 学会等名 環境思想・教育研究会基礎例会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 熊坂元大
2. 発表標題 持続可能性のためのエシックスとは？ サンドラー『環境徳倫理学』を読む
3. 学会等名 シノドス・トークラウンジ (招待講演)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 吉永明弘
2. 発表標題 『環境正義』はどのような性格の本なのか
3. 学会等名 環境思想・教育研究会基礎例会
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 吉永明弘
2. 発表標題 『環境正義』の内容と性格
3. 学会等名 サステナビリティと人文知」シンポジウム「環境正義のいま サステナビリティの現場」東京大学（招待講演）
4. 発表年 2023年

1. 発表者名 Orika Komatasubara, Ana Pereira, Katerina Sechidou.
2. 発表標題 Green criminology and environmental harm: in the case of fast fashion industry.
3. 学会等名 European Society of Criminology (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 Orika Komatsubara
2. 発表標題 Animism in contemporary Japan: the case of Minamata disease
3. 学会等名 Satsuma Lecture, KU Leuven, Belgium, (国際学会)
4. 発表年 2022年

1. 発表者名 小松原織香
2. 発表標題 Can pop culture play a role in preventing environmental harm: Analysis of Nausicaa of the Valley of the Wind
3. 学会等名 Asian Criminological Society Conference (国際学会)
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 吉永明弘
2. 発表標題 社会的共通資本の考え方 第8回 生活の場としての都市
3. 学会等名 川崎市民アカデミー
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 吉永明弘
2. 発表標題 第317回 衛生・公衆衛生合同ゼミナール 環境倫理学とは何か
3. 学会等名 順天堂大学医学部・医学研究科
4. 発表年 2021年

1. 発表者名 吉永 明弘
2. 発表標題 「農業技術の哲学と環境倫理」コメンテータ
3. 学会等名 第11回応用哲学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小松原 織香
2. 発表標題 環境犯罪における 修復的正義 の検討 水俣地域を事例に挙げて
3. 学会等名 第11回応用哲学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小松原 織香
2. 発表標題 修復的正義におけるコミュニティ概念の再検討 -環境犯罪の非 - 人間の被害者をどう扱うべきか
3. 学会等名 社会思想史学会
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Orika Komatsubara
2. 発表標題 Reconciliation in Difference World: A Reading of Michiko Ishimure “Kugai Jodo” Second Part
3. 学会等名 European Network of Japanese Philosophy (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 Orika Komatsubara
2. 発表標題 Restorative justice and environmental crime: the case of Minamata disease in Japan in 1970
3. 学会等名 European Society of Criminology (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 小松原織香・永野三智
2. 発表標題 修復的司法 × 水俣 × 吉田寮 対話の場を支えるもの
3. 学会等名 京都大学吉田寮（公開講座）
4. 発表年 2019年

〔図書〕 計11件

1. 著者名 ロナルド・サンドラー（熊坂元大訳）	4. 発行年 2022年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 240
3. 書名 環境徳倫理学	

1. 著者名 Orika Komatsubara (David R. (ed). Green Crime in the Global South: Essays on Southern Green Criminology,)	4. 発行年 2023年
2. 出版社 Palgrave	5. 総ページ数 -
3. 書名 Exploring Environmental Education Through Pop Culture in Japan: The Case of Hayao Miyazaki 's Kaze no Tani no Naushika (Nausica of the Valley of the Wind).	

1. 著者名 吉永明弘	4. 発行年 2023年
2. 出版社 丸善株式会社	5. 総ページ数 -
3. 書名 環境社会学事典（コラム「再自然化する都市」）	

1. 著者名 K.S.フレチェット (吉永明弘監訳、熊坂元大第1章訳、山本剛史序文・献辞訳)	4. 発行年 2022年
2. 出版社 勁草書房	5. 総ページ数 464
3. 書名 環境正義	

1. 著者名 吉永明弘	4. 発行年 2021年
2. 出版社 筑摩書房	5. 総ページ数 204
3. 書名 はじめて学ぶ環境倫理 - - 未来のために「しくみ」を問う	

1. 著者名 法政大学人間環境学部 (吉永明弘第1章担当)	4. 発行年 2021年
2. 出版社 公人の友社	5. 総ページ数 73
3. 書名 13歳からの大学講義 Beyond SDGs	

1. 著者名 吉永明弘、山本剛史、熊坂元大他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 昭和堂	5. 総ページ数 259
3. 書名 環境倫理学	

1. 著者名 西城戸誠他編、吉永明弘	4. 発行年 2020年
2. 出版社 ミネルヴァ書房	5. 総ページ数 378
3. 書名 フィールドから考える地域環境	

1. 著者名 アンドリュー・ライト、エリック・カツ共著、吉永 明弘他訳	4. 発行年 2019年
2. 出版社 慶應義塾大学出版会	5. 総ページ数 451
3. 書名 哲学は環境問題に使えるのか 環境プラグマティズムの挑戦	

1. 著者名 Orika Komatsubara	4. 発行年 2019年
2. 出版社 European Forum for Restorative Justice	5. 総ページ数 108
3. 書名 "Restorative justice and environmental crime: the case of Minamata disease in Japan in 1970," Environmental Justice Restoring the future Towards a Restorative Environmental Justice Praxis	

1. 著者名 山本剛史（編著）	4. 発行年 2024年
2. 出版社 言叢社	5. 総ページ数 520
3. 書名 証言と考察 被災当事者の思想と環境倫理学 福島原発苛酷事故の経験から	

〔産業財産権〕

〔その他〕

企業が環境を守るための4つの方法 環境倫理学の視点から
<https://synodos.jp/opinion/society/28040/>
 哲学・倫理学は環境問題にどのように応答できるのか
<https://synodos.jp/library/28149/>
 世界から大きく取り残されている、日本の「都市再開発」の残念な実態
<https://gendai.media/articles/-/98596>
 本屋と紙の本の未来
<https://synodos.jp/a-synodos/28629/>
 神宮外苑再開発が「アンフェア」である理由。倫理学の観点から考える
https://www.huffingtonpost.jp/entry/jingu-gaien-redevelopment-against-fairness_jp_6413a87ee4b0cfe25c3f664
 食は都市の問題でもある 食農倫理と環境倫理との対話
<https://synodos.jp/opinion/society/27523/>
 人新世と気候工学 経済思想と環境倫理学の対話
<https://synodos.jp/opinion/society/27681/>
 【土用の丑の日】ウナギを「食べ過ぎてはいけない」道徳的な理由――まだ見ぬ「将来世代」の利益を考える
<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/85564>
 考えなしの「再エネ開発」が引き起こした、「ローカルな環境破壊」を解決する方法――環境倫理学から考える
<https://gendai.ismedia.jp/articles/-/92126>
 人口減少時代の住宅選び 新築から中古へ、持ち家から賃貸へ
<https://synodos.jp/society/23352>
 『近所』というフロンティア 地元観光のすすめ
<https://synodos.jp/society/23706>
 環境を美的に鑑賞するということ 環境美学と環境倫理学との対話

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	吉永 明弘 (Yoshinaga Akihiro) (30466726)	法政大学・人間環境学部・教授 (32675)	
研究分担者	熊坂 元大 (Kumasaka Motohiro) (60713518)	徳島大学・大学院社会産業理工学研究部(社会総合科学域)・准教授 (16101)	
研究分担者	小松原 織香 (Komatubara Orika) (20802135)	関西大学・文学部・特別研究員(PD) (34416)	

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

共同研究相手国	相手方研究機関